

国保後期

8月1日から新しい資格確認書等に切り替わります

圖市民課(市役所1階) ☎88-8102

【国民健康保険】

◇マイナ保険証の利用登録がお済みの方

「資格情報のお知らせ」を7月23日頃から順次郵送します。記載内容をご確認ください。

- ・ご自身の健康保険の情報
- ・70歳以上の方は自己負担割合

※マイナ保険証が利用できない医療機関等では、マイナンバーカードと併せてご提示ください

◇マイナ保険証の利用登録を行っていない方

「資格確認書」を7月23日頃から郵送します。健康保険証と同様に医療機関等にご提示ください。

令和8年7月末までに70歳になる方は、70歳の到達月の翌月からは「高齢受給者証」の交付対象者となります。このため、資格確認書等の有効期限が「70歳到達月の末日まで」となっています。

75歳になる方は、75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の対象となりますので、有効期限が75歳の誕生日の前日までとなっています。新しい資格確認書等是有効期限が近づきましたら送付します。



◆マイナ保険証を使いましょう！

マイナンバーカードを保険証として利用登録し「マイナ保険証」として利用すると、限度額の適用など、今まで市の窓口で申請いただいていた手続きをすることなく、限度額区分の提示ができます。

マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルや病院などのマイナンバーカード読み取り機でできます。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方

マイナ保険証を利用し、医療機関側に限度額区分を提供している方は、更新のための申請および紙での交付は必要ありません。

マイナ保険証をお持ちでない方は、更新のための申請が必要です。

申請開始日▶7月28日(月)

◆他の健康保険に加入された方

就職などで他の健康保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要です。届出をしないと、保険税が重複してかかってしまう場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

◆修学等により住民票が勝山市にない方

修学などで勝山市外にお住まいで、資格確認書等が必要な方は市民課で手続きをしてください。

申請に必要なもの▶在学証明書または入所証明書

※申請後、卒業または退学された場合は資格喪失の申請が必要です

◆保険税のお納めはお忘れなく

国民健康保険税のお支払いが滞ると、限度額適用が受けられないことや、一定の負担割合で病院に受診することができなくなり、全額自己負担していただく場合があります。

期限までに必ず納めましょう。

【後期高齢者医療保険】

令和7年度は、マイナ保険証の有無にかかわらず、「資格確認書」（緑色）が7月末までに福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

◆医療機関で自己負担限度額の適用を受ける場合

- ・マイナ保険証を利用する場合は手続き不要です。
- ・マイナ保険証をお持ちでない方は、新しい資格確認書を持って市民課で手続きをお願いします。（新しい資格確認書に「限度区分」の記載がある方は手続き不要です）

マイナ

マイナンバーカードを使えば各種証明書が全国のコンビニで取得できて便利です！

圖市民課(市役所1階) ☎88-8102

コンビニで取得できる証明書

住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票、所得・課税証明書

※住所と本籍地が異なる方が戸籍証明書・戸籍の附票を取得する場合は別途手続きが必要です

利用可能時間

6:30～23:00（土・日・祝日も利用可）
（年末年始、コピー機などのメンテナンス時を除く）

利用可能なコンビニ

全国のコンビニ

コンビニで各種証明書を取得するときに必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号(数字4桁)

印鑑登録証変更のお知らせ

令和7年8月1日から新たに印鑑登録する場合はマイナンバーカードを印鑑登録証として利用いただきますので、印鑑登録の際はマイナンバーカードをお持ちください。

※従来の印鑑登録証（緑色プラスチックカード）の交付はありません

※マイナンバーカードをお持ちでない方が印鑑登録された場合は、紙製の印鑑登録証を交付します

※既にお持ちの印鑑登録証（緑色プラスチックカード）は引き続き使用可能です

※既にお持ちの印鑑登録証（緑色プラスチックカード）をマイナンバーカードと一体化することもできますので、ご希望の方は市民課窓口へお越しください



年金

ご存じですか？ちょっとお得な年金制度

圖市民課(市役所1階) ☎88-8102

前納制度で保険料が割引に

令和7年度の国民年金保険料は、月額1万7,510円です。

まとめて前払い（前納）することで保険料が安くなりますので、前納制度をご利用ください。

口座振替の申請方法

口座振替納付申出書に必要事項を記入、押印（通帳の届出印）し、市民課または年金事務所、金融機関に提出してください。

付加年金で受給額が増加

月額400円の付加保険料を納めると、将来受け取る老齢年金に付加年金が加算されます。（任意加入）

受給額（年額）は200円×付加保険料納付月数です。

※国民年金基金加入者、保険料免除該当者は加入できません

（例）令和7年10月～令和8年3月までの
6か月分の保険料▶定額10万5,060円
前納した場合の保険料▶下記の表のとおり

	納付書で前納	口座振替で前納
納付額	10万4,210円	10万3,870円
割引額	850円	1,190円
期 限	10月31日(金) (納付期限)	8月29日(金) (申請期限)

（例）付加保険料を10年間納付した場合

保険料	400円×10年(120月)＝4万8,000円
受給額	年額 2万4,000円(＊) (200円×10年(120月)＝2万4,000円)

＊年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料額に達し、それ以降はプラスになります